資料3-2

参考人・公聴会制度について

	参考人	公聴会
制度	■普通地方公共団体の議会は、本会議及び委員会において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。	■普通地方公共団体の議会は、本会議及び委員会において、予算その他重要な議案、請願等の審査について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
制度の特徴・相違点	①公聴会より簡便な手続で制度を活用することができる。 ②参考人は、利害関係人や学識経験者などから特定の第三者を指名して出席を求める。 ③参考人は案件によっては賛成または反対を述べるが、その必要のない場合もある。 ④参考人は、出席を求められた場合、出席を拒否することができる。	 ①公示等の手続が必要、開催までに時間がかかる。 ②公聴会における公述人の選定方法 ・公聴会の開催の公示を見て応募した者の中から議会が選定する。 ・議会が自主的に利害関係者、学識経験者を選定する。 ③公述人については、賛成または反対の一方に偏らないように選定することが義務づけられている。 ④公述人は賛成または反対の意見を述べる。 ⑤公述人は自らの意思で応募することから、正当な理由(病気等)により出席できないことはあっても出席を自ら拒否することはあり得ない。
開催手続等	①参考人の出席を求めることを決定	①公聴会の開催を決定
共通事項	■発言 ・発言の許可が必要 ・意見を聴こうとする案件の範囲を超■質疑 ・議員は、公述人、参考人に対して質疑ができる■意見の陳述 ・代理人は意見を述べられない ・文書による意見の提示はで	【会議規則77の2】【委員会条例26、29③】 【会議規則77の2】【委員会条例27、29③】